

商工会 NEWS

2025年 No.54

発行 南山城村商工会
令和 7年 4月 1日
京都府相楽郡南山城村北大河原久保13-3, 14-5
TEL 0743-93-0100
FAX 0743-93-0244
<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>



HP版不掲載

HP インスタ LINE



商工会からのご大切なお知らせ



商工会通常総会 5月21日(水)

14:00~やまなみホールにて開催です。正式文書は後日発送いたします！



雇用保険料率が令和7年4月から変更

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに変更になります。NEWS P.6でもご案内しておりますのでご確認ください。



労働保険年度更新資料は5月20日(火)まで

労働保険事務組合へご加入の皆様へ、労働保険年度更新のご案内を近日中に発送いたします。期限内の提出へのご協力をよろしくお願いいたします。



小規模事業者持続化補助金【第17回】

締切:令和7年6月13日(金)17:00※ 電子申請 ※予定は変更する場合があります。
支援機関確認書(様式4)発行の受付締切:2025年6月3日(火)



各種補助金のご案内

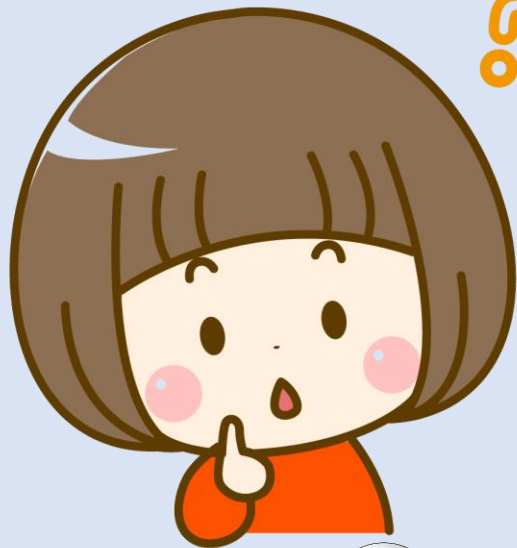
NEWSで紹介していない全国の補助金・助成金情報など、中小企業向け施策が掲載されていますので、是非ご活用下さい！！

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>



所得税・消費税(個人事業者)の口座振替日

▶所得税 4月23日(水) ▶消費税 4月30日(水)



どんな

ほじょきん

補助金

があるの？



GビズIDを持っている

YES

NO

既存事業と異なる
新規事業への投資である

GビズIDを取得



YES

NO

既存事業への投資である

YES

独自に
機械や
システム
を開発

汎用的な
ITツール
導入

地道な
販路開拓

YES

NO

YES

YES

従業員
5名以下
小売・卸
サービス業

従業員
20名以下
製造・建設
その他業種

YES

NO

YES

NO

A

新事業進出
補助金

(中小企業新事業進出促進事業)

B

ものづくり
補助金

C

IT導入
補助金

D

小規模事業者
持続化
補助金

その他補助金を検索



詳細は3ページへGO!

※この図では「該当なし」でもその他補助金に該当する場合がありますので、右面(3ページ)記載の検索システムで調べてみてください

	A	B	C	D
	新事業進出補助金 <small>(中小企業新事業進出促進事業)</small>	ものづくり補助金	IT導入補助金	小規模事業者持続化補助金
補助率	1/2	1/2~2/3	1/2~4/5	2/3~3/4 <small>*地域振興等機関は定額</small>
補助上限額	2500万円～ 9,000万円 <small>※補助下限750万円</small>	750万円～ 4,000万円	450万円	50万円～ 250万円
申請期間	公募開始時期 調整中	令和7年 4月11日 ～4月25日	令和7年 3月1日 ～5月12日 (予定) <small>複数社連携IT導入枠は6月16日(予定)</small>	令和7年 5月1日 ～6月13日 <small>様式4の受付締切：令和7年6月3日</small>
申請方法	電子申請	電子申請	電子申請	電子申請
要件等				 <small>一般型</small>
公募要領等	補助金事務局の 決定後掲載予定			
活用事例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦 ➢ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産性向上 ➢ 新製品・新サービス開発に必要な設備投資 ➢ 展示会の出展 等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産性向上に資するITツール(ソフト・サービス)等の導入 ⇒CADソフト, 積算ソフト, 会計ソフト, 受発注ソフト 等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ チラシ・リーフレットの作成や配布 ➢ 看板の設置 ➢ 新製品開発に伴う設備投資 等

その他補助金

HP版不掲載

事業承継・M&A補助金

5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等で活用

補助率 1/2～2/3
補助上限 150万円～1,000万円

その他補助金はここから検索

J-Net21

小規模事業者持続化補助金

一般型・通常枠



まず活用事例を



<https://mirasapo-plus.go.jp/hint/20509/>



持続化補助金とは

小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う**販路開拓の取組み等の経費の一部を補助**するものです。

補助対象者 (一般型・通常枠)

- **商工会地域の小規模事業者等**
- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと(法人のみ)
- 確定している(申告済みの)直近過去3年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと
- 商工会の管轄地域内で事業を営んでいること。
- 下記3つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」を原則本補助金の申請までに受領された者であること(先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む)。
 - ①「小規模事業者持続化補助金<一般型>」
 - ②「小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>」
 - ③「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」
- 小規模事業者持続化補助金<一般型>において、「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと。
- 小規模事業者持続化補助金<創業型> 第1回公募に申請中の事業者。

補助率

2/3 (賃上げ引上げ特例に申請する赤字事業者は3/4)

補助上限

補助上限	50万円
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	150万円※ ※賃金引上げ特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ
上記特例の条件とともに満たす事業者	200万円※ ※両特例要件を満たしている場合は、上記補助上限額に200万円を上乗せ

※補助事業終了時点で一定要件を満たす必要があり、満たさない場合、補助金交付は行いません。

公募申請受付締切

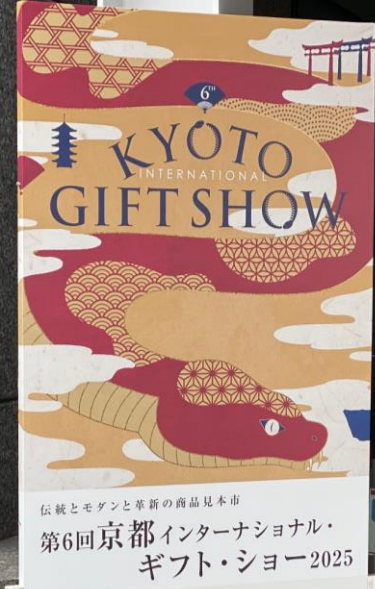
2025年6月13日(金)17:00 ※電子申請 ※予定は変更する場合があります。
支援機関確認書(様式4)発行の受付締切: 2025年6月3日(火)

申請方法等詳細

全国商工会連合会 小規模事業者持続化補助金
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/



がんばってます！



エコ・クリエ(株)様が KYOTO GIFT SHOW (商談会) へ出展されました

茶の花から生まれる
リアルナチュラルコスメ



令和7年3月12日(水)～13日(木)、みやこめっせにて開催された第6回京都国際ナショナルギフト・ショー2025 京都知恵産業フェアへ南山城村商工会員のエコ・クリエ株式会社(代表取締役 西村庄司氏)が出展されました。
ギフトショーへの総来場者数は2日間で14,986人(延べ)。出展社数は280社(海外8社:ブルネイ1社、中国1社、韓国1社、香港5社)。そんな大規模な商談会でエコ・クリエ(株)様のブースには、商社関係、個人の化粧品店などたくさんのバイヤーが訪問され、その内複数社と商談に進まれたとのこと。百貨店等でのポップアップストア出展などにつながることを期待します！

「few」は、京都・宇治茶の産地であり唯一の村、南山城村の希少な原料を使用したシンプルな2ステップのスキンケアコスメ。農薬不使用で育てた茶のみを使用したナチュラルコスメブランドです。人の手が入らない畑で、力強く育ったパワーのある茶花・茶葉と、茶実から抽出した水のみを使用。自然のままに育った茶の力が宿っています。商工会の窓口にも商品のテスターを置いてくださっていますので、会員のみならずぜひ手に取ってみてください。

※西村氏画像及び背景はエコ・クリエ(株)様HPより転載

エコ・クリエ株式会社

会社HP <https://eco-crea.jp>
商品HP <https://few.kyoto>



労働保険年度更新のお知らせ

労働保険年度更新の時期になりました。

労働保険(労災保険及び雇用保険)では、事業主が新年度の概算保険料と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付をおこなわなければなりません。これを「年度更新」といい、この手続きは労働保険制度を円滑に運営するためには欠かすことのできないものとなっています。

当事務組合に委託されている事業所については、事業主に代わって年度更新事務を行います。つきましては、事業主の方々に早期かつ適正な申告・納付をしていただくため「労働保険料算調資料」または「一括有期事業報告書(建設の事業)」を作成し、5月20日(火)までにご提出いただきますようお願い申し上げます。《事務組合に委託されている事業所様へは、詳細を後日ご案内いたします。》

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	雇用保険二事業 の保険料率		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



労働保険Q & A ~雇用保険の被保険者編~

雇用保険の被保険者について基本的な考え方

雇用される労働者は、常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、
- ② 31日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

Point!



労働者の届出

- ▶ 新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。
- ▶ 雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。



被保険者の範囲

適用事業所に雇用される労働者は、次の「被保険者とならない者」を除き、本人が希望するか否かにかかわらず被保険者となり、雇用保険料の申告納付が必要です。

区分	○ 被保険者となる者
法人の代表者、役員	代表者以外の役員であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、 報酬支払等の面からみて労働者の性格の強い者であって、雇用関係ありと認められる者に限り被保険者となります。
各種団体の役員	この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。
同居の親族	同居の親族であっても、 他の労働者と同様に雇用関係があると認められる者に限り被保険者となります。 この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。
季節的労働者	季節的労働者であっても、当初から 4ヶ月を超える雇用の契約をする場合は被保険者となります。 また、4カ月以内の期間を定めていた者がこの期間を超えて引き続き雇用された時は、その超えた日から被保険者となります。
昼間学生	休学中またはその学校が一定の出席日数を課程修了の要件としないことが明らかな者 (学校当局の証明があるとき)。 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し卒業後も引き続き勤務を予定する者は被保険者となります。
外務員(外交員)等	職務の内容、サービスの態様、賃金の算出方法などから 総合的に判断し雇用関係が明確に認められ事業主の支配拘束を受けている者は被保険者となります。
家事使用人	事業主に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者が、例外的に家事に使用されても被保険者となります。
国外事業所に雇用されるもの	国内からの出張・派遣・出講によって、国外で就労する者であっても、 国内事業主との雇用関係が継続している場合は、その期間も被保険者となります。
複数の事業主に雇用されるもの	複数の事業主から同時に賃金を受けている場合は、 その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受けている一つの事業主のもののみ被保険者となります (65歳以上の複数就業者であって、雇用保険法第37条の5により、2つの事業主のもとして被保険者となった場合を除く)
日雇い労働者	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者。 ※別途印紙保険料の納付も必要です。
在日外国人	原則として被保険者となります。

× 被保険者とならない者

株式会社、有限会社の代表取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、合同会社の社員、会社の取締役、監査役などの役員、外国会社の日本における代表者

協同組合、農業協同組合などの役員、社団もしくは財団法人の役員その他各種団体の役員

個人事業の事業主、及び法人であっても実質的には代表者の個人事業と認められる事業の代表者と同居している親族は原則として被保険者となりません。

季節的な業務に4ヶ月以内の期限を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が30時間未満である者

学校教育法第1条、第124条または第134条第1項の学校の学生生徒で昼間学生

事業主と委任関係にある各種の外務員

原則として被保険者になりません。

海外で現地採用される者は、被保険者となりません。

他に生計を立てる手段がある等、臨時・内職的に日雇労働を行う場合は日雇労働被保険者にはなりません。

外国公務員及び外国の失業保険制度の適用を受ける者は除きます。

今後の主な予定

日時	行事等	開催場所
4月 3日(木) 18:00~	南山城村商工会青年部女性部 通常総会	南山城村商工会館
4月14日(月) 12:00~	相楽地区商工会女性部連合会 通常総会	木津川市 芳兵衛
4月18日(金) 18:15~	相楽地区商工会青年部連合会 通常総会	木津川市 芳兵衛
4月21日(月) 14:00~	南山城村商工会 監査会	南山城村商工会館
4月23日(水) 18:00~	第一回理事役員会	南山城村商工会館
4月25日(金) 14:00~	京都府商工会女性部連合会 主張発表大会・講演会・総会	ホテルグランヴィア京都
4月25日(金) 15:00~	京都府商工会青年部連合会 部長会議・研修会・総会	ホテルグランヴィア京都
5月8日(木) 17:30~	京都府商工会壮青年部 通常総会	リーガロイヤルホテル京都
5月21日(水) 14:00~	南山城村商工会 通常総会	やまなみホール研修室
5月27日(火) 時間未定	京都府商工会連合会 通常総会	都ホテル京都八条

令和7年度 商工会職員体制

HP版不掲載